エレベーター

既　存　不　適　格　事　項　一　覧　表

検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター(＊印は油圧式エレベーター)の検査項目の番号を示しています。

検査結果表No.	検　査　項　目 （検　査　事　項）	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 （施行年月日）	乗用及び人荷用	寝台用	自動車用	荷物用
1(1) *1(1)	■機械室への通路及び出入り口戸	■　階段の構造 ■ 戸の施錠 ■ 通路及び戸の構造	■階段のけあげは23cm以下、踏面は15cm以上に改善 ■側壁又は手すりの取付 ■通路及び出入り口の幅70cm以上、高さ1.8m以上の施錠できる鋼製の戸に改善	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号 （昭和46年1月1日）	○	○	○	○
1(2) *1(2)	■機械室内の状況並びに照明設備及び換気設備等	■ 換気設備	■換気上有効な開口部又は換気設備の取付	令第129条の9第三号 （昭和46年1月1日）	○	○	○	○
1(4) *1(3)	■救出装置	■ 救出用ワイヤーロープの固定措置	■救出用ワイヤーロープの固定	平12年国告示第1413号 第1項第一号ロ、第三号ト （平成24年8月1日）	○	○	○	○
1(18) *1(20)	■駆動装置等の耐震対策	■ ロープガード等の有無又は寸法 ■ **駆動装置**の**転倒移動**防止措置（油圧駆動装置含む） ■ 電動発電機の**転倒移動**防止措置 ■ 制御盤等の**転倒移動**防止措置 ■マシンビーム(平25国告第1047号に)適合しない	■ロープガード等の取付又は寸法が基準を満たすようにする ■**駆動装置**、電動発電機、制御盤等の**転倒移動**防止措置の改善 ■マシンビームの(平25国告第1047号に)改善	令第129条の4第3項第四号 （昭和56年6月1日） 令第129条の8第1項 平21国告示703号 平20国告示1498号 （平成21年9月28日） 平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
*1(19)	■高圧ゴムホース	■ 高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
*2(1)	■圧力配管	■ 圧力配管が(平25国告第1047号に)適合しない	■圧力配管の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
2(3) *2(3)	■主索又は鎖	■ 主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
2(5) *2(5)	■主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	■ 主索(鎖)取付が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)取付の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
2(6) *2(6)	■主索又は鎖の緩み検出装置(巻胴式及び間接式油圧エレベーター)	■ 主索(鎖)の緩み検出装置	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付	令第129条10の2項 （昭和57年12月1日） ＊巻胴式 平12建告第1423号 第2第七号、第5第二号ロ （昭和34年1月1日） （平成12年6月1日）	○	○	○	○
	（主索又は鎖の緩み検出装置＝主索又は鎖が緩んだ時に、動力を自動的に切る装置）							
2(8) *2(7)	■はかり装置 **（過荷重検出装置）**	■ はかり装置 **（過荷重検出装置）**	■はかり装置 **（過荷重検出装置）**	令第129条10の3項 第四号イ （昭和46年1月1日）	○	○	—	—
*2(8)	■プランジャー	■ プランジャーが(平25国告第1047号に)適合しない	■プランジャーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
*2(10)	■シリンダー	■ シリンダーが(平25国告第1047号に)適合しない	■シリンダーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
2(9) *2(13)	■戸開走行保護装置	■ 戸開走行保護装置	■戸開走行保護装置の取付	令第129条10の3項 第一号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○
	（戸開走行保護装置＝何らかの理由によって戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、かごを停止させる装置）							
2(10) *2(14)	■地震時管制運転装置（昇降行程7m以下の乗用、人荷用及び寝台用は適用除外）	■ P波センサー ■ S波センサー ■ 予備電源装置 ■ かご内表示装置	■地震時管制運転装置(P波センサー、S波センサー、予備電源装置、表示装置)の取付	令第129条10の3項 第二号 平20国告示1536号 第2 （平成21年9月28日）	条件付き ○	条件付き ○	条件付き ○	条件付き ○
3(1) *3(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床	■ 手すり(かごの壁等にガラスを使用する場合)	■手すり支えの取付（ガラス以外部分に取付）	平20国告示1455号 第1第五号ロ （平成22年9月28日）	○	○	○	○
3(2) *3(2)	■かごの戸及び敷居	■自動閉鎖する戸の反転作動機能 ■ 乗用、寝台用エレベーターのかごの戸 ■ かごの戸相互間及び敷居間のすき間 ■出入り口の戸のすき間(収縮戸)	■戸の反転機能を有する装置の取付 ■かごの戸を引き戸に交換 ■かごの戸相互間及び敷居間のすき間を8㎜以下(ただし、上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5㎜以下)に改善	平20国告示1455号 第2第二号、第三号、第四号、第七号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○
3(6) *3(8)	■かご操作盤及び表示器	■ かご操作盤及び表示装置	■かご操作盤(表示)の改善	平12年建告示第1413号 第1第七号イ （平成21年9月28日）	－	－	○	－
3(11) *3(12)	■かごの照明設備	■ 照明設備の照度	■床面で50ルックス以上(乗用及び寝台用以外の場合は25ルックス以上)の照度を保つように改善	平20国告示1455号 第1第八号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令（施行年月日）	乗用及び人荷用	寝台用	自動車用	荷物用
3(12) *3(13)	■停電灯装置	■ 停電灯装置	■停電した時に、床面で1ルックス以上の照度を30分以上確保できる照明設備の取付	令第129条10の3項 第四号ロ （昭和46年1月1日）	○	○	—	—
3(13) *3(14)	■かご床先	■ かご床先と昇降路壁との水平距離 ■ かご床先と出入口床先との水平距離	■かご床先と昇降路壁とのすき間を12.5cm以下に改善 ■かご床先と出入口床先とのすき間を4cm以下に改善	令第129条の7第四号 （昭和56年6月1日） 平25国告示第1050号 （平成26年4月1日）	○	○	—	—
4(5)	■頂部綱車	■ 頂部綱車が(平25国告第1047号に)適合しない	■頂部綱車の(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
4(7) *4(10)	■かごの非常救出口	■ 非常救出口のスイッチ ■ 非常救出口の施錠装置 ■ 天井救出口及び側部救出口の両方がある	■非常時において、かご内の人を安全にかご外に救出するために、スイッチ及び施錠装置の取付	令第129条の6 第一号、第四号 （昭和46年1月1日） 平12建告示1413号 第1第一号イ 平20建告示1455号 第1第二号 （平成21年9月28日）	○	○	○	—
	救出口のないエレベーター(平20国告示1455号第1号第一号ロ)							
4(10)	■ガイドレール及び レールブラケット	■ ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合しない	■ ガイドレール及びレールブラケットの(平25国告第1047号に)改善	平25国告示第1047号 第一号、第二号、 第三号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
4(11) *4(13)	■施錠装置	■ 施錠装置のロック機構 ■煙感知器の点検口(対象除外)	■施錠装置のロック機構及び係合寸法を7㎜以上に改善 ■煙感知器の点検口にスイッチ取付等の改善(H29年4月1日より対象除外)	令第129条の7第三号 平20国告示1447号 第二・四・六号 （平成21年9月28日） 平20国告示1447号第三号 （平成24年8月1日）	○	○	○	○
4(12) *4(14)	■昇降路における壁又は囲い	■点検口自動閉鎖及び施錠	■昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平20国告示第1454号 第一号ニ （平成24年6月7日）	○	○	○	○
4(13) *4(15)	■乗り場の戸及び敷居	■ 乗用、寝台用エレベーターの乗り場戸 ■ 戸相互間及び敷居間のすき間	■乗り場の戸を引き戸に交換する ■戸相互間及び敷居間のすき間を6㎜以下（上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5㎜以下)に改善	平20国告示第1454号 第六号 （平成22年9月28日） 平20国告示1454号 第七号、第八号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○
4(14) *4(16)	■昇降路内の耐震対策	■ かご、つり合いおもりの脱レール防止 ■ ガイドレールのかかり代不足 ■ 主索及び調速機用綱車のロープガードの有無又は寸法 ■ 調速機ロープ、移動ケーブル、つり合いおもり用ロープ(鎖)等の突出物に対する保護措置	■脱レール防止装置の取付 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド等の改善	令第129条の4第3項 第三号、第四号 令第129条の7第五号 （昭和56年6月1日） 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○
4(16)	■釣合おもりの各部	■ 釣合おもり枠が(平25国告第1048号に)適合しない	■釣合おもり枠の(平25国告第1048号に)改善	平25国告第1048号 （平成26年4月1日）	○	○	○	○
5(3) *5(3)	■乗り場の戸の遮煙構造	■ 乗り場の戸の遮煙構造材の劣化等	■乗り場の戸の遮煙構造材の改善	昭48建告示第2563号 第1第一号第二号、 第2第二号 （平成14年6月1日）	○	○	○	○
6(12) *6(11)	■ピット内の耐震対策	■ 主索及び調速機のロープガードの有無又は寸法 ■ ガイドレールとのかかり代 ■ ピット内の突出物への保護措置	■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護の改善	令第129条の7第五号 令第129条の4第3項 第三号、第四号 （昭和56年6月1日） 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 （平成21年9月28日）	○	○	○	○

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会(令和2年6月19日現在)

エスカレーター　検査結果表No.欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示しています。

検査結果表No.	検　査　項　目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根　拠　法　令 （施行年月日）
3(6)	■踏段相互のすき間	■ 踏段相互のすき間	■踏段相互のすき間の調整(5㎜以下)	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第一号、二号 （平成12年6月1日）
3(7)	■スカートガード	■ 踏段とスカートガードのすき間	■踏段とスカートガードのすき間の調整 （5㎜以下）	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第一号 （平成12年6月1日）
4(1)	■インレットスイッチ	■ インレットスイッチ	■インレットスイッチの取付	令129条の12第5項 （昭和56年6月1日） 平12建告示第1424号第二号ホ （平成12年6月1日）
	（インレットスイッチ＝ハンドレールの入り込み口に異物又は利用者の手、指等が引き込まれた時に運転を停止させるスイッチ）			
4(3)	■スカートガードスイッチ	■ スカートガードスイッチ	■スカートガードスイッチの取付	令129条の12第5項 昭和56年6月1日） 平12建告第1424号第二号ニ （平成12年6月1日）
	（スカートガードスイッチ＝踏段の側面とスカートガードとの間に靴等が強く当たるか挟まった時に運転を停止させるスイッチ）			
5(1)	■交差部固定保護板	■交差部固定保護板の有無	■交差部固定保護板の取付又は改善	令129条の12第1項第一号 平12建告示第1417号第1第三号 （平成12年6月1日）

小荷物専用昇降機　検査結果表No.欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示しています。

検査結果表No.	検　査　項　目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根　拠　法　令 （施行年月日）
4(1)	■昇降路における壁又は囲い	■ 点検口の自動閉鎖及び施錠	■昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平12建告第1416号第一、第三 （平成12年6月1日） 平20国告示第1446号第一号二 （平成21年9月28日）
4(2)	■出し入れ口のの戸及び出し入れ口枠 （戸相互及び戸出し入れ口枠とのすき間の状況）	■昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mmを超える	■昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mm以下 （上げ戸・上下戸2mm以下、2枚戸が重なり合う戸の隙間6mm以下）に改善	平20国告示第1446号第七号 （平成21年9月28日）
4(6)	■ドアロック	■ドアロック装置 （フロアータイプのみ）	■ドアロック装置の取付	令129条の13第四号 （平成12年6月1日）

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会(令和2年6月19日現在)

・段差解消機
・いす式階段昇

検査結果表No.欄に示す番号は段差解消機、＊印はいす式階段昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令（施行年月日）
1(4) *1(10)	■駆動方式（油圧式以外）	■主索（鎖）が（平25国告第1047号に）適合しない	■主索（鎖）の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
		■ 横架材、止め金具が（平25国告第1047号に）適合しない	■横架材、止め金具の（平25国告第1047号に）改善	
	（主索の径の状況、昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況）			
	■駆動方式（油圧式以外）	■ 巻胴式における主索（鎖）の緩み検出装置なし ■鎖の緩み検出装置なし （＊1(10)のみ対象）	■巻胴式における主索（鎖）の緩み検出装置の改善 ■鎖の緩み検出装置の改善	令第129条の10第2項 （昭和57年12月1日） 平12建告第1423号第2第七号（巻胴式） 平12建告第1423号第7第二号 （昭和34年1月1日）
	（巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況、鎖の緩み検出装置の状況）			
＊1(9)	■駆動方式 （鎖(チェーン)の摩耗状況）	■鎖(チェーン)が（平25国告第1047号に）適合しない	■鎖の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
＊2(2)	■いす操作盤のボタン等及び操作レバー（作動の状況）	■ 操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復しない	■操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置に改善	平12建告第1413号第1第十号イ 平12建告第1423号第7第一号 （平成21年9月28日）
2(11)	■高圧ゴムホース	■高圧ゴムホースが（平25国告第1047号に）適合しない	■高圧ゴムホースの（平25国告第1047号に改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（油漏れ及び損傷の状況（高圧ゴムホース）			
2(12)	■圧力配管（取付けの状況）	■ 圧力配管が（平25国告第1047号に）適合しない	■圧力配管の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(14)	■プランジャー（取付けの状況）	■ プランジャーが（平25国告第1047号に）適合しない	■プランジャーの（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(16)	■シリンダー（取付けの状況）	■ シリンダーが（平25国告第1047号に）適合しない	■シリンダーの（平25国告第1047号に改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
2(17)	■主索又は鎖	■ 主索が（平25国告第1047号に）適合しない	■主索の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（主索の径の状況（油圧式））			
2(20)	■主索又は鎖の取付け部	■ 横架材、止め金具が（平25国告第1047号に）適合しない	■横架材、止め金具の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号 （平成26年4月1日）
	（昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況（油圧式））			
2(21)	■主索又は鎖の緩み検出装置	■ 主索（鎖）の緩み検出装置なし	■主索（鎖）の緩み検出装置の取付	令第129条の10第2項 （昭和57年12月1日） 平12建第1423号第6第四号 （昭和34年1月1日）
	（間接式エレにおける主索（鎖）の緩み検出装置の作動の状況）			
＊3(3)	■ガイドレール及び レールブラケット （取付けの状況）	■ ガイドレール及びレールブラケットが（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号、第二号、第三号 （平成26年4月1日）
3(7) *1(16) *3(7)	■耐震対策 （駆動装置の耐震対策）	■ ロープガード等なし 又は寸法が基準を満たしていない ■ 駆動装置の転倒移動防止なし ■ 制御器の転倒移動防止なし ■ マシンビームが（平25国告第1047号に）適合しない	■ロープガード等なし又は寸法の改善 ■機器の転倒防止、移動防止の改善 ■マシンビームの（平25国告第1047号に）改善	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 （昭和56年6月1日） 平20国告第1295号 平20国告第1498号 平21国告第703号 （平成21年9月28日） 平25国告第1047号 （平成26年4月1日） 平25国告第1047号 （平成21年9月28日）
	（機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況）			
3(7) *3(7)	■耐震対策	■ ガイドレールとのかかりが不足 ■ 突出物への保護装置なし	■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護装置取付けの改善	令第129条の4第3項第三号 令第129条の7第五号 （昭和56年6月1日） 平20国告第1494号 平20国告第1295号 （平成21年9月28日）
	（ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況）			

検査結果表No.	検査項目（検査事項）	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令（施行年月日）
4(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床	■ 高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いがない（1人乗り） ■高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いがない（1人乗り以外）	■高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いの改善 ■高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いの改善	平12建告第1413号第1第九号イ(1) （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
	（かごの構造及び設置の状況）			
4(2)	■かごの戸又は可動式の手すり	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりがない	■出入口に、戸又は可動式の手すりの改善	平12建告第1413号第1第九号イ(2) （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
	（かごの戸又は可動式の手すりの設置の状況）			
4(3)	■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチがない	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチの設置	平12建告第1413号第1第九号ハ （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4(8)	■用途・積載量及び最大定員の標識	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識がない	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識の取付	平12建告第1413号第1第九号イ(3) （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4(9)	■車止め[車止めがある段差解消機のみ対象]（車止めの取付の状況）	■車止めの機能が適切でない	■車止めの機能の改善	平12建告第1413号第1第九号イ(1) （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
4(10)	■かごの床先と出入口の床先との水平距離	■出入口の床先とかごの床先との距離（4cmを超える）	■出入口の床先とかごの床先との距離の改善	平12建告第1413号第1第九号ロ （平成21年9月28日）
	（かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況（出入口床先とかご床先4cm以下））			
4(12) ＊1(13)	■かごのガイドシュー等（取付けの状況）	■ ガイドシュー等が（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドシュー等の（平25国告第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号 （平成26年4月1日）
5(2)	■乗り場の戸又は可動式の手すりスイッチ	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動が適切でない	■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの改善	平12建告第1413号第1第九号ハ （平成21年9月28日） （平成30年4月1日）
5(5)	■乗り場の戸又は可動式の手すり	■乗り場の戸又は可動式の手すりがない	■乗り場の戸又は可動式の手すりの設置	平12建告第1413号第1第九号ロ(1) （平成21年9月28日）
	（乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況）			
5(8)	■昇降路側壁等の囲い	■ 壁囲いの構造等及び挟まれ防止措置なし又は挟まれ時の停止装置なし	■壁囲い（1.8m以上）の設置及び挟まれ防止措置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置	平12建告第1413号第1第九号ロ(1) （平成21年9月28日）
	（昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況）			
5(9)	■ガイドレール及びレールブラケット（取付けの状況）	■ ガイドレール及びレールブラケットが（平25国告第1047号に）適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの（平25国第1047号に）改善	平25国告第1047号第一号、第二号、第三号 （平成26年4月1日）

一般社団法人　千葉県昇降機等検査協議会(令和3年6月18日現在)